

川崎市川崎区公告第 28 号

国民健康保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条で準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和 7 年 3 月 18 日

川崎市川崎区長 中山 健一

（別紙省略）